# 「令和８年熊本地震義援金」募集要綱（第３版）

社会福祉法人熊本県共同募金会

## １　趣旨

令和８年７月２８日（火）に発生した地震により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、１０市１０町１村（熊本市、八代市、水俣市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、天草市、合志市、下益城郡美里町、菊池郡大津町、菊池郡菊陽町、阿蘇郡西原村、上益城郡御船町、上益城郡嘉島町、上益城郡益城町、上益城郡甲佐町、八代郡氷川町、葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町）で災害救助法が適用されました。

熊本県共同募金会（以下「本会」という。）では、この災害により被災された方々を支援することを目的に災害義援金の募集を行います。

## ２　義援金の名称

令和８年熊本地震義援金（レイワハチネンクマモトジシンギエンキン）

## ３　募集期間

令和８年７月３１日（金）から令和９年３月３１日（水）まで

## ４　義援金の受け入れについて

| 金融機関 | 口座番号 | 口座名義 |
|---|---|---|
| 肥後（ヒゴ）銀行　水道町（スイドウチョウ）支店 | （普）２７８７０６１ | 令和８年熊本地震義援金（レイワハチネンクマモトジシンギエンキン）<br>（フク）社会福祉法人熊本県共同募金会（クマモトケンキョウドウボキンカイ） |
| ・窓口からの振込手数料は無料となります。 | | |

| 金融機関 | 口座番号 | 口座名義 |
|---|---|---|
| 熊本（クマモト）銀行　本店営業部 | （普）３２４８２１３ | 令和８年熊本地震義援金（レイワハチネンクマモトジシンギエンキン）<br>（フク）社会福祉法人熊本県共同募金会（クマモトケンキョウドウボキンカイ） |
| ・窓口からの振込手数料は無料となります。 | | |

| 金融機関 | 口座番号 | 口座名義 |
|---|---|---|
| ゆうちょ銀行 | ００９５０－６－３２６６８２ | 熊本県共募（クマモトケンキョウボ）<br>令和８年熊本地震災害義援金（レイワハチネンクマモトジシンサイガイギエンキン） |
| ・窓口からの振込手数料は無料となります。 | | |

＊上記以外の金融機関からの振込や、ＡＴＭ、インターネットバンキング等を利用する場合の振込手数料は有料です。

## ５　現金書留による義援金の送付

現金書留封筒に「救助用郵便」と明記していただくと募集期間内は、郵便料金は免除となります。

送付先　〒860-0842
熊本市中央区南千反畑町３－７　熊本県総合福祉センター４階
社会福祉法人 熊本県共同募金会

## ６　義援金の配分

本会に寄せられた義援金は、熊本県、日本赤十字社熊本県支部、本会等で構成される義援金配分委員会において配分が決定され、被災地の市町村を通して、被災者へ配分されます。

## ７　義援金の税制上の取り扱い

この義援金は、税制優遇措置の適用対象となります。

確定申告に際しては、金融機関で受け取る振込金受領証等に本募集要綱を添えてご提出ください。

なお、本会発行の領収書が必要な場合は、別紙「領収書希望者名簿」に必要事項を記入のうえ、本会へ送付してください。後日、領収書を送付いたします。

［該当する税制優遇措置］

・所得税法第７８条第２項第１号及び法人税法第３７条第３項第１号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
・地方税法第３７条の２第１項第１号及び第３１４条の７第１項第１号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当

## ８　その他

（１）災害義援金のみを取り扱い、救援物資・物品は取り扱いません。
（２）この要綱は、令和８年７月３１日（金）から施行します。
８月１３日（木）改正（第２版）
１０月　５日（月）改正（第３版）

## ９　問い合わせ先

社会福祉法人 熊本県共同募金会
〒860-0842　熊本市中央区南千反畑町３－７　熊本県総合福祉センター４階
（ＴＥＬ）０９６－３５４－３９９３
（ＦＡＸ）０９６－３５３－４５６６
（E-mail）info@akaihane-kumamoto.jp